平成２３年（フ）第１３５号
福島県郡山市三穂田町下守屋字舘ノ前18番地
債務者　増子　妙子
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第９６号
石川県小松市園町ホ88番地１　ソレアードＳＯＮＯ―201号室、従前の住所富山県高岡市荻布新町42番地　ホライズン201号
債務者　和田　成之
1　決定年月日時　平成23年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第２８４号
山梨県甲斐市竜王新町1442番地１マンサード竜王Ａ24
債務者　杉山　　拓
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２８５号
山梨県南アルプス市上今諏訪1261　ラペーシュ2000―Ｂ103、住民票上の住所山梨県南アルプス市飯野2875番地４　Ｂ棟
債務者　望月　美和（旧姓古屋）
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２９６号
山梨県甲府市住吉２丁目７番14号
債務者　髙杉　孝則
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２９８号
山梨県甲府市下河原町３番８―332号
債務者　伊東　祐子
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３００号
山梨県北杜市高根町五町田893番地４　サンコーポラス高根２―106
債務者　宮園　孝幸
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７４号
長野市川中島町今里300番地79　古森沢団地Ａ―１、前住所長野市青木島町大塚1326番地38　コーポ中村106号
債務者　安徳　秀和
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７９号
長野県安曇野市三郷明盛3728番地８
債務者　千野　忠廣
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第７６号
三重県名張市赤目町新川624番地４
債務者　小池　**皿**郎
1　決定年月日時　平成23年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第２５１号
大津市追分町16番16号　アーバングリーンシティ508号
債務者　田中　　良
1　決定年月日時　平成23年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６３４号
兵庫県尼崎市武庫之荘東２丁目29番17号
債務者　細見　嘉信
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１９６号
奈良市高畑町387番地の１
債務者　山下　　太
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２１４号
奈良市東九条町1424番地　北和県住８―203号
債務者　樋本　純子
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２７１号
奈良市富雄元町３丁目３番31―２号
債務者　芝　　惠子
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２８０号
奈良県天理市石上町743番地８
債務者　大西美千子
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２８２号
奈良県生駒郡安堵町大字かしの木台１丁目３番地の４　シャンテかしの木202
債務者　喜多龍一郎
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
奈良地方裁判所